

宮城障害者職業能力開発校自動販売機設置及び運営事業者募集要項

宮城障害者職業能力開発校では、飲料用自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置及び運営を行う事業者(以下「事業者」という。)を次により募集します。

1 入札に関する事項

(1) 物 件

物件番号	所 在 地	設 置 場 所	使用許可面積	位置図
1	宮城県仙台市青葉区台原 5-15-1	寄宿舍棟 1 階玄関	0.86 m ²	別 紙

設置は1台とする。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。

(2) 規 模

- ① 訓練定員数 90 名
- ② 職 員 数 55 名
- ③ 休 憩 時 間 12:10～12:55 及び 16:00～16:15

2 応募資格要件

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けていること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 応募書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 宮城県の自動販売機設置に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 条件等

(1) 使用許可の期間等

- ① 使用許可の期間
使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- ② 使用料
応募のあったもののうち、予定価格(最低価格)以上で、かつ、最高の応募価格をもって使用料とする。

事業者として決定した者が提示した応募価格(税抜き額)に消費税及び地方消費税相当額を加算し得た額をもって年額使用料とする。

なお、使用料は、年度ごとに厚生労働省の発する納入通知書により、厚生労働省が指定する期限までに当該年度分を全額納付すること。ただし、年度ごとに国の定めるところにより使用料を改定する場合がある。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費(電力使用量計測用子メーター設置費等含む。)、移転費等の一切の費用は事業者の負担とする。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は電気使用料のみとし、全額を事業者の負担とする。電気使用料(設置期間が1年に満たない場合はその期間の額)を当該期間の終了時の宮城県が指定する期限までに全額納付すること。

電気使用料は、子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価(税込)を乗じて積算した額とする。

④ 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、公募物件の使用許可面積を超えないものを設置すること。また、日本工業規格自動販売機据付基準及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って、十分な転倒防止措置を講じるなど安全を確保すること。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 使用許可の条件を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2(3)に係る許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 使用許可を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、宮城県の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないこと。その場合にあっては、事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを宮城県に提出すること。
- ② 販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自動販売機に併設し、事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全設置すること。

と。

- ⑤ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を宮城県に請求することはできない。

(5) 自動販売機の機能等

車イス使用者に対応したユニバーサルデザインの自動販売機であること。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法(郵送又は持参)

- ① 申込受付期間：令和 8 年 2 月 20 日(金)から令和 8 年 2 月 27 日(金)必着
- ② 送付(持参)先：〒981-0911

宮城県仙台市青葉区台原 5-15-1

宮城障害者職業能力開発校

(2) 必要な書類(各 1 部)

- ① 応募申込書
- ② 誓約書
- ③ 販売品目
- ④ 2(3)に係る許認可等の証明書の写し

(3) その他

電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

5 事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。

- (2) 公募物件に対し、予定価格(最低価格)以上で、かつ、最高の価格で応募申込みを行った者を事業者とする。なお、最高価格の応募が 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定する。また、販売品目の売値(値下げ)等は、審査の対象としない。

(3) 事業者の公表等

事業者の決定は、令和 8 年 3 月 2 日(月)の予定。事業者の決定後、宮城障害者職業能力開発校ホームページに決定金額及び事業者の法人・個人の氏名(法人の場合は法人名)を掲載する。

6 使用許可申請の手続き

事業者に決定した者は、令和 8 年 3 月 6 日(金)までに、次の国有財産使用許可申請書等を提出すること。

《国有財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各 1 部

- ① 国有財産使用許可申請書
- ② 設置する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力のわかるもの)

- ③ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)
 - 〈法人の場合〉…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - 〈個人の場合〉…印鑑証明書(区市役所(町村役場)発行のもの)
- ④ 自動販売機の管理関係証明書
- ⑤ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し

7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すこと。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とする。

募集に関する問合せ先

宮城障害者職業能力開発校総務班

電話：022-233-3124

応募申込書（清涼飲料水自動販売機）

令和 年 月 日

宮城県知事殿

住所(所在地)(〒 -)

氏 名

法 人 名

代表者名

印

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

宮城障害者職業能力開発校自動販売機設置及び運営事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

物件番号	設 置 場 所	1 年当たり応募価格年額(提案使用料年額)
1	寄宿舍棟 1 階玄関	円

※1 応募価格は、1 年当たりの年額（12 か月分）として、百円単位(税抜き)で記入してください。

事業者に決定された場合は、応募価格(税抜き)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。なお、各年度ごとに使用料として納入していただきますが、国の定めるところにより使用料を改定する場合があります。

2 金額はアラビア数字で記入してください。

3 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

① 誓約書

② 販売品目

③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

3 その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

【応募者名(法人名)】 _____

【物件番号】 1

販売品目

[illegible]

(注)1 この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格(内容量)、容器の種類、標準価格(税込額)、売値(税込額)を記載する。

2 容器の種類欄には「缶・ビン・PET ボトル・紙パック」のいずれかを記載する。

3 応募者が設置を希望する自動販売機のカatalogを必ず添付すること。

自動販売機の管理関係証明書

令和 年 月 日

宮城県知事殿

住所(所在地)(〒 -)

氏 名

法 人 名

代表者名

㊞

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

宮城障害者職業能力開発校に設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物件番号	設 置 場 所
1	寄宿舍棟1階玄関

【個別業務の実施企業名】

業 務 区 分	企業名／担当所属	連絡先(電話番号)
自販機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他()		
その他()		

※ 個別業務の実施者(企業名)が、事業者(応募者)と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※ 本書は、事業者の決定を受けた後に提出してください。

誓 約 書

□私 □当社

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員名簿を提出します

２ 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３ 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

宮 城 県 知 事 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

別紙様式

令和 年 月 日

[illegible]

令和 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

住所

氏名(代表者)

国 有 財 産 使 用 許 可 申 請 書

令和8年4月1日から自動販売機を設置したいので、下記により使用許可を申請します。

記

- 1 所在地 宮城県仙台市青葉区台原五丁目15番1号
- 2 名称 宮城障害者職業能力開発校
- 3 使用物件 区分 建物（寄宿舍の1階玄関部分）
数量 0.86平方メートル
- 4 用途 自動販売機設置
- 5 販売物件 清涼飲料
- 6 使用期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 7 損傷に対する賠償等
使用期間中において既存施設等に損傷を与えたときは、原形復旧します。